

指名停止等の運用状況一覧（工事請負契約等）

業者名	本社所在地	指名 停止 期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
新明和工業株式会 社	兵庫県宝塚市新明和町1 -1	3ヶ月	令和7年4月11日	令和7年7月10日	別表第2 第4号(独占禁止 法違反行為)	新明和工業株式会社を含む機械式駐車装置メーカーらは、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。（独占禁止法に基づく課徴金減免制度の適用事業者であることを公表されているため、当該制度の適用が無かったと想定した場合の期間の2分の1の期間としている）

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点を、措置の基準日とするため、同時点における“富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領”を適用しています。